

令和元年

寒河江市農業委員会第12回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第12回総会

日時 令和元年12月25日(水) 午前9時00分
会場 寒河江市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長 日下部 靖広
総務 主 査 高子 英晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主 事 国井 茂伸	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第45号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第47号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第48号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時24分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第12回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は、総委員数18名中出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、5番・加藤友康委員、16番・石山邦一委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（国井主事） はい、議長。
では、総会資料の2ページのほうをごらんください。

（報告事項朗読）

木村議長 ご苦労さまでした。
ただいまの報告について質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長 質問がないようですので、事務局からほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長 それでは早速、議事に入ります。

議第45号から議第48号までの議案について一括上程します。

(1) 議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第47号「非農地証明願の審議について」

(4) 議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第45号から議第48号まで一括上程いたします。

次に、議事参与の制限ですが、議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番・佐藤委員、12番・渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る12月16日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、

非農地証明願案件 1 件を審査しました。

議第 4 7 号「非農地証明願の審議について」、順位の 4 番、寒河江地区の案件です。現地は大字寒河江字古河江の土地で、昭和 4 9 年 6 月 2 7 日付で、コンクリート二次製品置場・管理用敷地として株式会社安藤商店が農地法第 5 条の許可を受け利用しており、地目変更がされないまま現在に至るものであり、非農地と判断できる場所でした。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間については 3 0 分程度としまして、1 0 時までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9 時 2 9 分

再開 午前 1 0 時 0 0 分

木村議長

休憩を閉じまして議事を再開します。

先ほど、参与の制限で 4 8 号の農用地利用集積計画書の審議について、9 番佐藤委員、1 2 番渡辺委員と、もう一人土屋委員も関係となっておりましたので、訂正しておわび申し上げます。

それでは、初めに議第 4 5 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋

委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

9ページをお開きください。

(議案書順位56番朗読)

56番から58番まで3件、ここは一気にしたいと思えます。この56番の場所でありまして、石持の集落のすぐ隣に卯月商店の倉庫がございます。そこから文化センターへ結ぶ道路についている土地でございます。手前のほう、道路についたところが■■■■さんの土地で、■■■■さんの土地がその奥にあるというようなことで、■■■■さんの土地を石持の人が借りて、相対で借りてつくっていたわけでありまして、■■■■さん、耕作放棄地のような形になってしましまして、佐藤委員と菅井代理が草を刈ったり、いろいろなものを提供して畑になる状態にしてくださいまして、その後加藤委員のほうがあっせんしてくれたという形の中での案件でございます。

(議案書順位57番朗読)

この案件で、株式会社中川果樹園の経営面積が10アールとなっておりますけれども、もともと■■■■さんの家はおじいさんが農業委員を務め、お父さんが改良区の役を務める果樹農家でございますので、会社としては10アール、あと自分の家の経営はまた別にやっているという内容でございます。場所は、やきとりけやきさんがございます。やきとりけやき

さんと鈴木食品、沼川の。そこの間の田んぼ一角でございます。ちょうどそこが米沢の人がつくってくれてたんですけども、返すというようなことで、誰かいないかということでちょうど■■■さんに声をかけたところ田んぼだし水もあるから里芋をつくるのにちょうどいい……つくるのは田んぼでなくて里芋です。これも契約栽培の中での里芋の栽培というようなところでございます。

順位の58番。

(議案書順位58番朗読)

場所は、本楯のお寺さんから最上川の堤防に向かっていく通りで、ちょうど真ん中辺くらいのところでございます。その細い農道について手前の8アールのほうが■■■さんのサクランボ畑。奥のほうが■■■さんの2畝歩の畑がある。現在は相対の中での貸し借りをやっておいて、■■■さんの畑にもサクランボが植えられているというような状況でございます。そこは■■■さんが管理して、きちんとした立派なサクランボ園でございました。そんな中で売買でありますけれども、譲渡のほうが価格がゼロ円での譲渡というようなところがございます。

この3件につきまして、12月14日、佐藤委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。今の地区審査でも異議はございませんでした。報告いたします。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。菊地委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。

9 ページになります。

(議案書順位 5 5 番朗読)

この件につきまして、12月4日、渡邊推進員と土田委員で現地を確認してきました。場所のほうは三泉のタイコー電機北側にあります。管理は夫婦で積極的におこない、規模拡大の申請ということで、周辺農地への影響はないものと思います。なお、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位 5 5 番から 5 8 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 4 5 号「農地法第 3 条の規定による許可処分につい

て」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第45号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員 はい、議長。4番、土屋です。

議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、11ページをお開きください。

(議案書順位36番朗読)

柴橋の■■■■さんの住所が柴橋となっておりますけれども、長生園の住所となっております。場所がちょうど平野医院から西のほうに行っている、沼川の工事でございます。その沼川について■■■■さんの畑と屋敷があります。その屋敷の中の畑の一部を工事の現場の資材置き場としてお借りをするというようなことでございます。この工事の現場はちょうど平野医院のところの橋のちょっとすぐ西側、いわゆる昔の通称鯉屋道路というところの、そこの今護岸工事をやっている。そのための資材置き場だということで、14日の日に佐藤委員、小野推進委員と現場を確認してまいりまして、ただいま

の地区審査でも異議はございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。14番、新宮です。

引き続き、11ページをごらんください。

(議案書順位37番朗読)

こちらの件につきまして、12月14日に木村会長、菊地委員と一緒に現地確認をしてきました。場所になりますが、国道112号線沿いで、西川町のほうの近くにいとうそばやというのがあるんですけども、そちらの隣になっておりまして、周りも住宅地に囲まれた場所でもあり、計画どおりであれば問題ないと判断しました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位36番は、資材置場用敷地への追認の一時転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

順位37番は、住宅建築用敷地への転用申請になります。申請地は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当

しない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、代替性もなく問題ないと判断いたします。また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第46号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第47号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第47号「非農地証明願の審議について」。

13ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

これは、先ほど代理のほうから詳しく報告あったとおりでございませう。そのあたり12月16日に事前審査会で現地を確認してきたわけでありませうけれども、なんせ昭和の49年にお借りして土留め工事をやったわけです。そこからかなりの年月がたっておいて、土留めにずれが出たり、また、上のほうで水を使ったりするとその漏水が隣の田んぼのほうに出てきて困るよというようなことで、ポンプアップしているようでありませうけれども、そんなことが隣の田の人から農業委員会のほうに苦情が来ましたので、その旨は書面でもって安藤建設のほうに、生コンのほうに申し入れしたというようなところの現況でございませう。その中で、その事由のとおりでございませうので、地区審査でも非農地と判断したわけでございませう。

以上でございませう。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。特にございませう。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第47号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第47号は原案のとおり決定しました。

木村議長

次に、議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番・土屋委員、9番・佐藤委員、12番・渡辺裕之委員は関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

事務局(局長補佐(兼)農地係長) 済みません、いいですか。

今、退席関係委員の、議長のほうからありましたけれども、土屋さん、佐藤さんということになりますと、今農用地利用集積計画書のほうの借受人のほうをちょっともう一度見たところでした。そうしますと、21ページになりますが、加藤友康委員と土田彦雄委員もございますので、そういったところもあわせてなってしまうんだらうということで、ひとつよろしく願いいたします。

木村議長

それでは、そういったことで、加藤委員、土田委員もよろしく願いします。

(加藤友康委員、土田彦雄委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、
地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

農用地利用集積計画書の審議について、16ページをお開
きください。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査では異議
はございませんでした。また、農地中間管理事業案件につい
ては、いずれも農業振興地域地内にあり、地区の担い手等に
貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適してい
ると判断しました。また、地区審査でも異議はございません
でした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。
菊地弘美委員。

菊地(弘)委員 はい、議長。11番、菊地弘美です。

20ページをごらんください。

(議案書朗読)

全て農地中間管理事業の案件であります。いずれの農地も

農業振興地域内にあり、地区の担い手に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断いたしました。地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。

16ページをごらんください。

(議案書朗読)

譲受人のほうはもともと認定農家の■■■■氏で、このたび農業法人を立ち上げて計画をしたということで、一生懸命やっている農家でもあり、特に問題はないかと思えます。地区審査のほうでも異議はありませんでした。

集計表をごらんください。

(議案書朗読)

全て利用権設定です。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。2番、猪倉です。

16ページ。

(議案書朗読)

農地利用円滑化事業賃借権設定はいずれも中核農家、認定農業者であります。また、農地中間管理事業案件につきましてはいずれの農地も振興地域内であり、地区の担い手に貸し出すためにも中間管理機構へ集積する農地に適していると判断いたしました。

集計表をごらんください。

(議案書朗読)

以上、いずれも地区審査で異議はありませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第48号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、加藤友康委員、土田彦雄委員入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第48号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時33分

令和元年12月25日

第12回総会 議長 木村 三紀

議事録署名委員 5番委員 加藤 友康

議事録署名委員 16番委員 石山 邦一